

### (3) 区分方法の変更 ～拠点区分の考え方の導入～

- 法人全体の計算書類を以下の3つに分類。
- 法人全体、事業区分別、拠点区分別に、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を作成する。

#### ①事業区分

- ・法人全体を社会福祉事業、公益事業、収益事業に区分

#### ②拠点区分

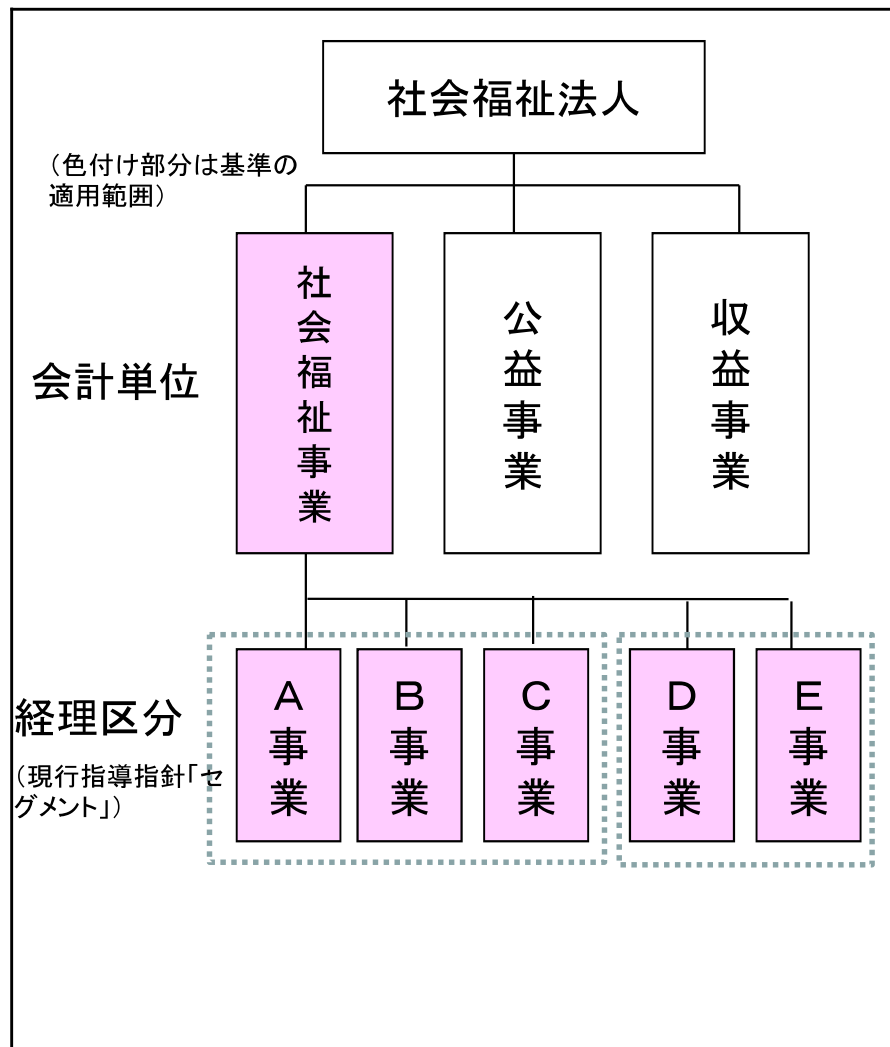
- ・事業区分を拠点(一体として運営される施設、事業所及び事務所)別に区分  
(注)ただし、特養に通所介護、短期入所生活介護が併設されている場合は、1つの拠点区分とする等、現行の指導指針における「会計区分」に準じた扱いとする。

#### ③サービス区分

- ・その拠点で実施する事業別(例えば、特養、通所介護、短期入所生活介護等)に区分  
(注)現行の指導指針における「セグメント」に準じた扱いとする。
- ・サービス区分別に作成する拠点区分資金収支明細書、拠点区分事業活動明細書については、その拠点で実施する事業の必要に応じていずれか一つを省略できる。  
(注1)拠点区分事業活動明細書は経常増減差額までの表示で可。  
(注2)介護老人福祉施設、障害福祉サービス事業所等では拠点区分事業活動明細書のみを作成し、保育所、措置施設は拠点区分資金収支明細書のみを作成する。

# 「区分方法の変更」イメージ

## ◆ 現行基準



## ◆ 新基準

